

甲斐の うまい水だより

甲斐市上下水道業務課 ● 甲斐市篠原2534番地1
電話 ● 055 (276) 0734 FAX ● 055 (276) 2177

2025.3

No.
40

引越しの際の手続きはお早めに

引越しの際は、新・旧住所それぞれの市町村に届出が必要です。

また、市内転居の場合も届出が必要となりますのでご注意ください。

3月から4月にかけての年度末・年度始めの時期は引越しする人が最も多くなり、窓口が混雑するため、早めに手続きをお願いします。



水道の使用・中止の手続きはオンラインで申請することも可能です。
使用（中止）する日まで余裕がある場合、オンライン申請をご利用ください。

- ・オンライン申請は申請日の7営業日後から60日後までの予約をすることができます。
- ・申請日から7営業日以内に使用（中止）を希望する場合は、下記お問合せ先までご連絡をお願いします。



オンライン申請はこちら ▲

水道を使わなくなる時

現在使用している水道を使わなくなる時は、閉栓（へいせん）手続きが必要です。必ず甲斐市水道事務所お客さま窓口までご連絡をいただくか、オンラインによる閉栓手続きの申請をしてください。お客さまと日程を調整し、閉栓作業に伺い、水道料金の精算等を行います。

※閉栓手続きを行わない場合、使用水量に関わらず基本料金等が発生しますので、ご注意ください。

水道を使い始める時

水道を使い始める時は、開栓（かいせん）手続きが必要です。甲斐市水道事務所お客さま窓口で手続きしていただくか、オンラインによる開栓手続きの申請をしてください。窓口で受付する開栓の手続きは、平日営業日の午後3時までです。

また、土・日曜日、祝日の開栓作業は行っていません。

休日に使用開始を希望する場合は、休日前の平日営業日の午後3時までに手続きをお願いします。

開栓手続きに必要なもの

- 上下水道使用異動届
アパートの場合は、郵便受けの中に入れてあります。無い場合は、甲斐市水道事務所お客さま窓口で発行いたします。
- キャッシュカード
口座振替の申請を行う場合のみ。県内の指定金融機関、ゆうちょ銀行に限ります。

●お問合せ先

甲斐市水道事務所お客さま窓口 ☎055 (276) 0733

※大久保・天狗沢（一部除く）・牛匂（一部除く）・境・島上条・中下条・
大下条（一部除く）・長塚にお住まいの人は甲府市上下水道局へお問合せください。
甲府市上下水道局サービスセンター ☎055 (228) 3311

水道料金の支払いは

便利な口座振替で

口座振替の登録を行うことで金融機関の口座から水道料金が自動的に引き落とされます。金融機関などに出向くことなく支払うことができ、払い忘れも防ぐことができます。

キャッシュカードによる口座振替の申込方法

口座振替登録ができる下記の金融機関のキャッシュカードを持参していただき、甲斐市水道事務所お客さま窓口で手続きをしてください。



【注意】 法人カード、家族カード、生体認証カードによる登録はできません。

ご利用可能な金融機関

- ・山梨中央銀行 ・甲府信用金庫 ・山梨信用金庫 ・山梨県民信用組合
- ・山梨みらい農業協同組合 ・梨北農業協同組合 ・ゆうちょ銀行

また、ご利用可能な金融機関の窓口で口座振替依頼書を提出することで口座振替の登録をすることもできます。お客さま番号がわかるもの(水道料金の領収書等)、預金通帳、口座にお使いの印鑑を持参していただき、手続きをしてください。



スマートフォン決済もご利用できます

納付書にあるバーコードを読み取ることで、スマホ決済によりいつでもどこでも納付できます。

ご利用可能なスマホ決済アプリ



※LINE Payもご利用いただけますが、2025年4月をもってサービス終了となります。

- ・スマホ決済では、領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、納付書に記載されているコンビニエンスストアや金融機関等で納付してください。

【注意】 スマホ決済で支払いを行った納付書については破棄、または決済した旨（支払日など）を記入し、コンビニエンスストアや金融機関等で二重払いをしないようご注意ください。

貯水槽水道の適正管理をお願いします

貯水槽水道とは、建物などで使用する水道水を一度受水槽などに貯めてから各家庭や事務所などに給水する水道設備のことで、法令等に基づき、適正な管理をすることが求められます。貯水槽を設置している施設やマンションなどを所有する人は、定期清掃（年1回以上）や点検等を行うなど、貯水槽の適正な維持管理をお願いします。

